退職後の医療保険制度

退職後も公的医療保険に加入します

70歳以上の方の給付についてはP.71を参照してください。

退職

再就職する	健康保険 ［7割給付］	退職後再就職したときは、再就職先の事業所が加入している健康保険などの被保険者になります。被保険者になるための手続きは、再就職先の事業主が行います。
扶養家族になる	健康保険 ［7割給付］	一定の条件を満たせば、家族等が加入している健康保険などの被扶養者になることができます。手続きは被保険者（家族等）が行います。
健康保険に引き続き加入	任意継続被保険者 ［7割給付］	再就職先が決まらないなどで、退職後も引き続き当健保組合に加入を希望するときは、退職後20日以内に健保組合に手続きをとれば、2年間を限度に被保険者の資格を継続することができます。被保険者、被扶養者ともこれまでと同じ保険給付が受けられますが、保険料は事業主負担分がなく、全額被保険者負担となります。（P.69参照）
再就職をしない・自営業を営む	国民健康保険 ［7割給付］	退職後は自営業を営む、再就職しないなどの場合は、国民健康保険に加入します。市区町村で手続きをとります。詳しくは市区町村の担当窓口へお問い合わせください。
75歳になったら	後期高齢者医療制度 9割・8割給付 （現役並所得者は7割給付）	75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の高齢者がすべて加入する独立した医療保険制度です。（対象者になると、それまで加入していた医療保険から脱退します。）都道府県ごとに全市区町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。